

事業名：インターネットモニタリング事業



Q1 この仕事は、誰のために、何をしていますか？

すべての人の人権が守られた社会の実現をめざすため、ネット上での差別的な書き込みを検索し必要に応じて削除を依頼します。また、メディアリテラシーを中心とした教育と啓発を行うこと、さらに差別的な書き込みや誹謗中傷に対する相談窓口の周知などを行います。

※メディアリテラシーとは…メディアにおける情報をうのみにせず、多種多様な情報を多角的視野から精査し主体的に正しい情報を把握する能力のこと



Q2 この仕事に、私たちの税金がどのように使われていますか？

インターネット上の差別的な書き込みや誹謗中傷をモニタリング（監視）し削除するために、ネット回線利用料（54,252 円/年）、プロバイダ料金（14,520 円/年）合計 68,772 円/年を支出しています。



Q3 この仕事が行われることによるメリットは？

メリットは、3点あると考えています。

- （1点目）モニタリングにより、不適切な書き込みを削除することで、直接的な被害の拡散を防止でき、その周知により抑止力が期待できること。
- （2点目）メディアリテラシーの教育と啓発により、インターネットを利用する方々の意識の向上を図れること。
- （3点目）相談窓口などの周知により、ひとりで悩まない相談できる環境整備を図れること。



Q4 この仕事はいつから始まり、また、見直しなどを行いましたか？

この事業は、平成31年度から開始しています。  
令和3年度に、検索キーワードなどの検索方法の改善や削除依頼の見直しなどを行っています。  
また、令和3年度から、月1回のミーティングにより、サイト情報や書き込み情報の共有化をスタッフで行っています。



事業シート（概要説明書）

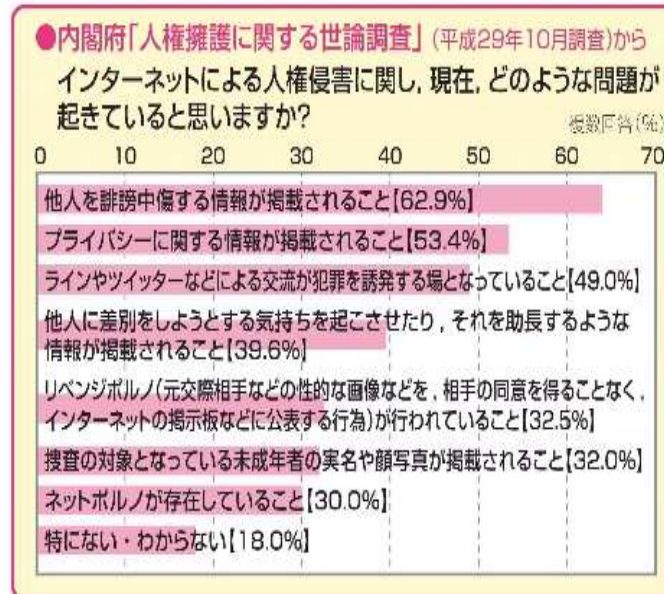
予算事業名	インターネットモニタリング事業		事業開始年度	平成31年度					
上位施策事業名	1-1-1 人権教育・啓発の推進		担当局・部名	生活環境部					
根拠法令等			担当課・係名	人権推進課					
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務		作成責任者	梶迫					
実施の背景	情報化社会の進展に伴い、インターネット掲示板やSNSなどは、簡単にコミュニケーションの輪が広がる便利なツールである一方、他人への誹謗中傷や部落差別やヘイトスピーチなどの差別的な書き込み、無責任なうわさ、個人情報の無断掲示なども簡単に匿名で発信出来るという問題がある。さらに、書き込まれた方が自死に至るなど極めて重大な結果も引き起こしており、深刻な社会問題となっている。さらに、国においては人権3法（障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法）が制定され、自治体においてもこのネット差別に対する取組が求められている。								
目的 (何をどうしたいのか)	すべての人の人権を守るためにインターネットにおける差別的な書き込みをなくすことを目的に、次の2点について重点的に取組を行う。 ①直接的対処…掲示板などのモニタリングを実施し、差別的な書き込みの発見及び削除を要請する。 ②間接的対処…メディアリテラシーの教育・啓発を図り、差別的な書き込みをしないようにする。 また、モニタリングの実施を周知することによって抑止力としての効果もねらう。								
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	①インターネット上の掲示板など ②市民・事業所など		対象者数（全住民に対する割合） 89,524 人 ( 100 % )					
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理（委託先又は指定管理者： ） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ） <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）							
	事業内容 (手段、手法など)	事業内容（箇条書き）	事業費	活動指標					
		インターネット掲示板のモニタリング	69 千円	モニタリング時間数					
		悪質な書き込みの発見と削除依頼	0 千円	削除依頼件数					
	出前講座（インターネットと人権）の開催	0 千円	出前講座開催回数						
	ホームページによる相談窓口の周知を図る	0 千円							
	関連事業 (同一目的事業等)								
コスト	令和4年度（予算）		令和3年度（決算見込み）		令和2年度（決算）		平成31年度（決算）		
	事業費合計	69 千円	69 千円	72 千円	72 千円				
	事業費内訳 (令和3年度分)	○事業費内訳 電話回線使用料 4,110円×1.1×12か月 54,252円/年 (R2 56,760円/年) プロバイダー料金 1,100円×1.1×12か月 14,520円/年 合計68,772円 (R2 71,280円/年) ※電話回線、プロバイダー料金が発生する理由 セキュリティ上の問題で、庁内回線を使用するにはリスクを伴うため、庁内回線と切り離して、モニタリングPCをスタンドアロン化する必要があるため							
	担当正職員	0.01 人	60 千円	0.01 人	60 千円	0.01 人	60 千円	0.01 人	60 千円
	臨時職員等	0.04 人	70 千円	0.04 人	70 千円	0.04 人	70 千円	0.04 人	70 千円
	人件費合計	0.05 人	130 千円	0.05 人	130 千円	0.05 人	130 千円	0.05 人	130 千円
	総事業費	199 千円	199 千円	202 千円	202 千円				
財源内訳	国県支出金								
	国県支出金の内容								
	地方債								
	その他特財								
	その他特財の内容								
	一般財源	199 千円	199 千円	202 千円	202 千円				
	財源合計	199 千円	199 千円	202 千円	202 千円				

事業シート（概要説明書）

予算事業名		インターネットモニタリング事業			事業開始年度	平成31年度		
事業実績	活動実績	【活動指標名】（実績値/目標値）		単位	令和3年度	令和2年度	平成31年度	
		モニタリング実施時間		時間	129/120	100/120	80/120	
		削除要請件数		件	53/60	1/60	10/60	
		出前講座（インターネットと人権）の回数		回	0/10	0/10	2/10	
	単位当たりコスト		総事業費	/	削除要請件数	千円	3.8	202
事業成果	成果目標 （指標設定理由等）	<p>【目標】 削除による抑止と、メディアリテラシーの教育と啓発により、インターネットにおける悪質な書き込みなくすこと。                  【理由】 モニタリングにおける不適切な書き込みの削除を行うことにより悪質な書き込みをなくすことができること、またそのことを広く周知することにより悪質な書き込みを抑止力として期待できることに加えて、インターネットやSNSなどをメディアリテラシーの観点から教育と啓発を行うことで市民の意識の向上が図れること。</p>						
	成果 （目標達成状況）	【成果指標名】（実績値/目標値）		単位	令和3年度	令和2年度	平成31年度	
		悪質な書き込みの削除件数		件	50/60	1/60	10/60	
		出前講座を受講した累計人数 （3,000人/10年目標）		人	99/900	99/600	99/300	
事業の自己評価 （今後の事業の方向性、課題等）	<p>○インターネットの普及により、SNSや電子掲示板への差別的な書き込みが増加傾向にあり今後も引続き、幅広く粘り強く行っていく。                  【課題】                  ・現在は、特に差別書き込みが多い掲示板等を集中的に行っているが、掲示板は無数にありすべてを網羅するのが難しい。                  ・削除権限が管理者にしかないので、要請しても管理者によって扱いに差があること。                  ・出前講座は初年度以降コロナ禍で実施が出来ていない。（オンラインでの実施の検討）                  【今後の方向性】                  ・学校（PTA含む）や事業所などへの出前講座実施の検討。（H31に1回実施実績あり）                  ・インターネット上で人権侵害をさせないための啓発、モニタリングの周知による抑止力の向上、相談窓口を設置していることの周知                  ・国・県・市町村の役割分担の検討（国・県による一括したモニタリング及び削除要請。市町村による人権啓発や相談対応。）</p>							
比較参考値 （他自治体での類似事業の例など）	<p>○インターネットモニタリングを実施している県内自治体                  ・広島県                  ・呉市、竹原市、尾道市、福山市、東広島市、安芸高田市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、三原市 計10市町/23市町 ※年々増加してきている。                  → 件数や削除件数には自治体間で差がある。                  → 専用回線で実施が多数ではあるが、市内回線で実施している市町もある。                  ○部落差別解消推進法やヘイトスピーチ解消法などに基づき、法務省や県もモニタリングやプロバイダーへの削除要請を行っている。                  ○法務局のインターネットにおける人権侵犯事件は、平成23年度が636件であったものが平成29年度の2,217件をピークに減少傾向ではあるものの、令和2年度1,693件と依然高止まりの状態。</p>							
特記事項	<p>○メディアリテラシーとは                  ①メディアからもたらされるさまざまな情報を主体的かつ批判的に受け止め読みこなす能力                  ②電子メールやウェブサイトなどで発信する情報をもたらす影響を予測する能力                  ③双方向コミュニケーションにおけるいろいろなトラブルを処理・回避する能力                  この3つの視点を置いた教育と啓発とモニタリングによる削除と抑止をバランスよく構築していくことが課題。</p>							

## 内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成29年10月調査)から

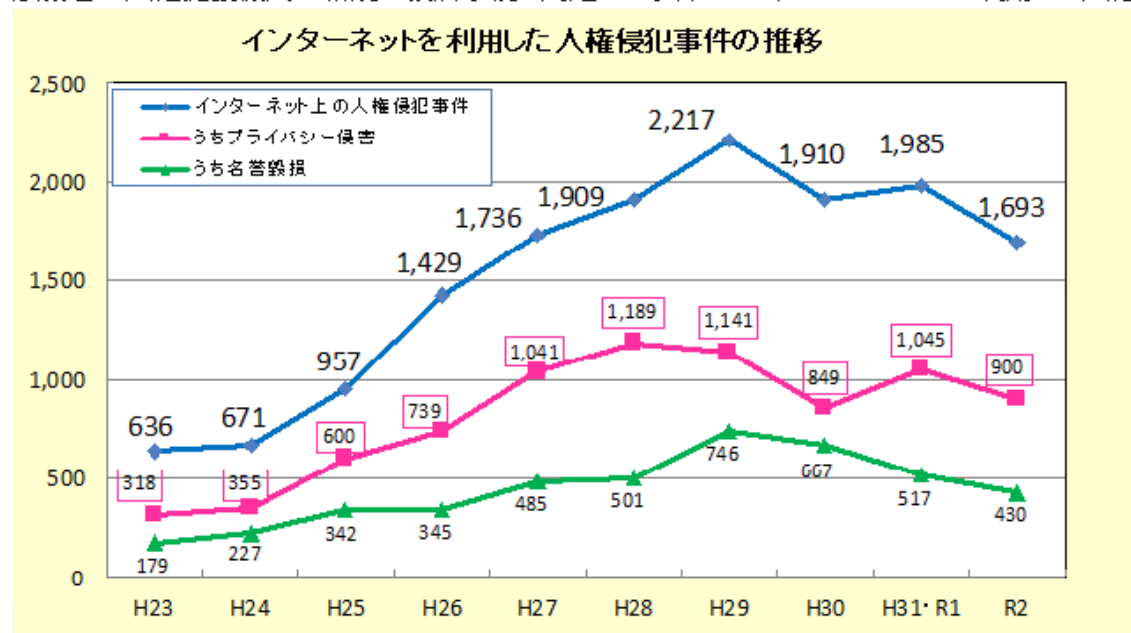
平成29年に内閣府により行われた調査では、過半数が、他人を誹謗中傷する情報や、プライバシーに関する情報が掲載されることが問題となっていると回答しています。



内閣府「人権擁護に関する世論調査」

## インターネットに関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

法務省の人権擁護機関が新規に救済手続を開始した事件のうち、インターネットを利用した人権侵犯事件数は、高水準を維持しています。



インターネットを利用した人権侵犯事件の推移(グラフ)

(このグラフからわかる事)

- 1 平成23年から情報化社会の急激な進展に伴い、人権侵犯事件が急増しており、平成29年度をピークに減少傾向にあるが、依然高止まりの状況
- 2 法務省における人権侵犯事件として取りあげられた数なので、実際にはこの数倍もしくはその数十倍になるものになるかと思われる。

## インターネットモニタリング事業

### 事業開始時の課題

インターネット上などでの悪質な書き込みが人権課題としてクローズアップされる

#### 第1段階

H31~R3

- ・ モニタリング開始と制度の確立
- ・ 出前講座(インターネットと人権) の設定と開始

#### 第2段階

R4~

- ・ 「インターネットと人権」の教育, 啓発事業の実施・充実
- ・ 相談窓口の整理と周知

#### 第3段階

- ・ 事業の見直し (モニタリングの委託など)

### 目標

市民のメディア上の人権意識の向上とインターネットの悪質な書き込みをなくす。

## モニタリングで削除要請の対象とする書き込みと削除要請できない書き込み

### 1 削除要請の対象とする書き込み

- (1) 三原市内の部落差別等の同和問題に係る悪質・差別的な書き込み
- (2) 三原市内の在留外国人に対する悪質・差別的な書き込み
- (3) 三原市内の新型コロナウイルス感染症に関する悪質・差別的な書き込み
- (4) 三原市民・企業の名誉やプライバシーを著しく傷つける書き込み
- (5) その他、三原市に関係するスレッドでの他者への不当な差別を著しく助長する書き込み

(例：●●町は同和地区 ← 同和地区を特定しアウトティングするもの )

### 2 市（行政）が削除要請できない書き込み

- (1) 個人（企業）を誹謗中傷する書き込み

### 3 市（行政）が削除要請できない理由

- (1) 個人への誹謗中傷は本人が誹謗中傷かどうかを判断する必要があるため
- (2) 本人以外のものが表現者の書き込みを削除することは、憲法に規定する表現の自由を侵害する恐れがあるため

### 4 市（行政）が削除要請できない書き込みへの対応

- (1) 本人から市の相談窓口にご相談があった場合に、本人からの削除要請を促す。または、適切な機関（法務局や裁判所など）へつなぐ助言を行う。
- (2) 市の相談窓口を周知し、本人からの相談を促す。

# インターネットモニタリング実施集計表

令和3（2021）年度

月	実施回数 (回)	実施時間数		平均実施 時間数(分)	モニタリング先 (回)				削除対象 (件)	要請 (件)	削除 (件)	備考
		(分)	(時間)		爆サイ	2 c h	5 c h	その他				
4月	7	330	5.5	47	7	3	3	0	1	1	1	4月21日から集計開始
5月	18	885	14.8	49	18	16	16	0	15	15	12	
6月	16	540	9.0	34	16	16	16	0	0	0	0	
7月	16	570	9.5	36	16	16	15	0	0	0	0	
8月	18	615	10.3	34	18	18	18	0	2	2	2	
9月	17	600	10.0	35	17	17	17	0	3	3	3	
10月	13	540	9.0	42	13	13	13	0	1	1	1	
11月	13	495	8.3	38	13	13	13	0	0	0	0	
12月	17	630	10.5	37	17	17	17	0	0	0	0	
1月	14	1,035	17.3	74	16	16	16	0	31	31	21	
2月	14	735	12.3	53	16	16	16	0	0	0	0	
3月	17	735	12.3	43	18	18	18	0	0	0	10	
計	180	7710	128.5	43	185	179	178	0	53	53	50	



# 人権出前講座の紹介

考えよう!インターネットと人権  
あなたは大丈夫ですか?



インターネット上の人権に関するモラルの啓発講座です。  
児童向け・一般向けの両方の講座を準備することができます。  
市人権啓発指導員が講師として出張します。講師料は無料です。

## ◇ 講座名「インターネットと人権」

### 【内容】

1. インターネット利用状況について
2. インターネットと人権について
3. DVD視聴
4. インターネットの人権侵犯事件について (約1時間)

### 【講座スライド例】

#### 考えよう! インターネットと人権

あなたは大丈夫ですか?

三原小学校6年生・保護者  
2020年1月19日(日)

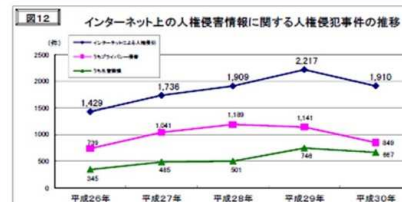
#### インターネットは便利だけど...

世界の人口約76億人のうち、インターネットのユーザー40億人  
(約53%が利用)

- ① 様々な人と交流ができる!
- ② 世界とつながっている!
- ③ 楽しみが広がる!
- ④ 勉強に利用できる!

等々  
でも便利と危険が隣り合わせである  
ことを忘れないで!

#### 4 インターネットの人権侵犯事件について



### 【その他の人権出前講座】

- ・子どもの幸せを願って
- ・明るい職場をめざして
- ・いつまでも輝き続けるために
- ・住みよいまちづくりをめざして
- ・私らしく暮らせる三原へ
- ・性の多様性と人権
- ・なかよしアニメ上映会
- ・特製メニュー

出前講座(人権)  
ホームページ



○「寝た子をおこすな」について

同和問題に限らずに様々なことに言えることが、知らなければ差別することはないとはよく言われていることですが、果たしてそうでしょうか？

次のマトリックスを参考に考えてみてください。

このマス目の大きさは、この表では均等に分けられていますが、一番良いこのマトリックスの形としては、右上の「差別解消にむけて取り組む」の領域が大きくなる縦軸と横軸の場合が一番理想的な形ではないでしょうか。

(大阪府のHPの引用)

同和問題について、「知らせない方がいい」「そっとしておけば差別はなくなる」、と考える人は、この表の右下を想定していると考えられます。「寝た子を起こすな」というのは、「せつかくおさまっているものを、余計なことをして問題を起こさない方がいい」という意味ですが、同和問題については、差別の現状は「おさまっている」とはいえませんが、そして、知ったことで問題が起きるとしたら、どんな問題が起きるのでしょうか？

また、この表の左下には、知らないうちに当事者を傷つけてしまう、といったことがあるかと思いますが、これは、「知らぬが仏」とでもいえるのでしょうか。このことわざは、「事実や真相を知らなければ、平穏でいられるということの譬。また、実態やことの重要性を知らずにのほほんとしている人を嘲笑することば」だそうです。同和問題は、私たちの暮らす社会に現にある問題です。知らず知らずのうちに、誰かを傷つけたり差別に荷担したりすることを望む人はいないでしょう。

このようなことは、同和問題だけではなく、他の人権課題にもあてはまるといえます。知らなかったら傷つけたり差別したりせずにいられるわけではないのです。

	知る・知らせる		
よりよくしない(悪化させる)	知ったことで差別してしまう	差別解消にむけてと取り組む	よりよくする(改善する)
	知らないうちに当事者を傷つけてしまう	何も意識しないので、差別的なことをしない	
	知らない・知らせない		

